

する必要が生じてきます。つまり医師の資格・業務について規定する医師法という法律を見なければなりません。ベッドが満員で受け入れられなかったならば、病院の配置や規格等について規定している医療法なども見る必要があります。

もし受け入れ可能な病院の情報が救急隊に入っていないなかったならば救急情報や救急搬送のあり方が問題となります。その場合、消防法や消防組織法を検討することが必要となります(救急車が消防署に在ることを思い出してください。救急車が病院ではなく消防署に在ることを理解するためには、日本の消防と救急の歴史や文化も学ぶ必要があります)。

この事件が裁判になったら、民法や刑法、民事訴訟法・刑事訴訟法も検討する必要があります。それだけではありません。そもそも日本の救急医療制度はどのような制度なのか(たとえば救急診療を担う病院の名称だけでも、救急病院、救命救急センター、ER、第三次救急医療機関など、多種多様なものがあります)、救急医療とは何かという問題もあります。これら

はもはや法的な視点からだけでは十分な理解を得ることはできません。政治学・経済(学)の視点や社会現象を探索する視点(社会学)も必要ですし、救急「医学」そのものから問題を掘り下げて考えていくことも時には必要となるのです。

学際的学問の課題

このように、医事法という学問は、法律学内の各分野をはじめとして、他の学問とも重なり合い関連性を持つという学際的な学問であるという点に大きな特徴があります。反面、この特徴は、単純ではあるけれども乗り越え難い非常に大きな問題ももたらします。

そのひとつが資料の多量性・多様性「です。



ELMスタッフ写真(左から堀越、岡本、小澤)

たとえば、臓器移植に関係のある専門書籍を集めようとすると、学問上の国境を越えた様々な図書がリスト・アップされてきます(もちろん、古典的な法学領域においても同様の現象は生じますが、その程度は雲泥の差です)。それゆえに「様々な側面で日々生成浮動してやまない情報をどれだけ把握し収集することが出来るか?」という点が深刻な問題となります。この問題は、今日のすべての学問で大きな課題となっていますが、医事法という学問は、とりわけ日々この課題にダイレクトに対峙しているのです。

「医療と法と倫理専門総合資料館」

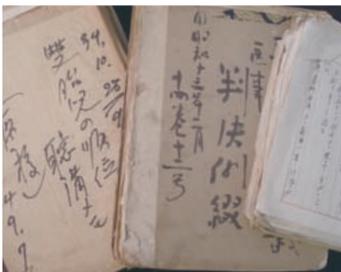
そこで、現在、明治大学法学部は関係各所の御協力のもと「医療と法と倫理専門総合資料館」(通称 ELM (エ



ELMに収蔵されている資料の一例(洋書類)

ルム)を創立する事業を進めています。ELMは、医事法学・生命倫理学に関するさまざまなアーカイブ(書籍、公文書、音声映像記録、デジタルデータなど)を包括的に収集し、利用者に知的資源であるそれらを広くかつ的確に提供することによって医事法学・生命倫理学に関する学術的進展と深化の基点となることを目的としています。

このプロジェクトには相当の困難が伴います(3年後に運用開始、7年後に完成を予定しています)。しかし、「星は遠い、霧は消えない。しかし道は拓かれた」の銘のもと「一歩ずつ」前へ」とスタッフ一同進んでいく所存です。応援、何卒よろしく願っています。



ELMに収蔵されている資料の一例(和古書)